

# 令和2年度 沖縄県地域年金事業運営調整会議

那覇年金事務所  
(沖縄県代表年金事務所)



日本年金機構

Japan Pension Service

# 目次

1．はじめに	1
2．地域年金展開事業の概要	2～4
3．令和2年度事業実施結果中間報告（令和2年4月～令和2年12月）	5～16
4．トピックス ～新型コロナウイルス感染症への対応～	17～22
5．令和元年度国民年金保険料の納付状況	23～26

別添「国民年金に関する県民意識調査結果報告書」

# 1 . はじめに

平素より年金事業の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、日本年金機構では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があったお客様に対しては、保険料の納付猶予や免除の特例制度をご案内するなど、組織を挙げて対応しております。また、事業面でも戸別訪問などの対面業務を中止するなどの影響が出ております。今後の日本年金機構においては、来訪・訪問型のビジネスモデルから、基本的な申請・届出手続きがオンライン環境で可能となるようなビジネスモデルへの転換に取り組んでおります。

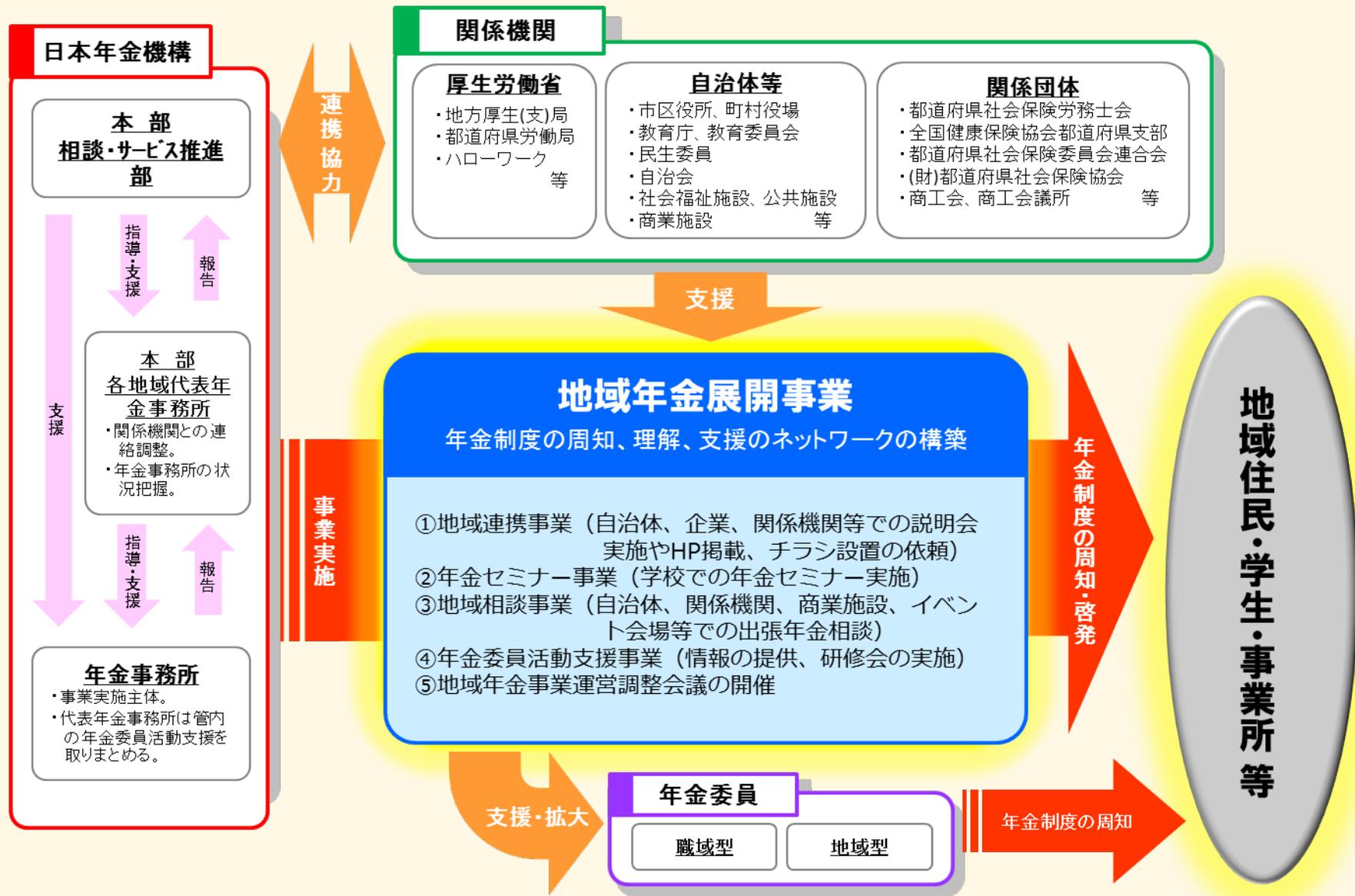
また、サービスのオンライン化に加え、機構内の事務処理のデジタルワークフローの確立や、多様化するお客様チャネルの体系整理も進めているところです。年金セミナー事業においてもこれまでの対面型から非対面型にシフトしていきます。具体的には学校側とのオンラインによる年金セミナーや年金セミナー動画を作成し学校で年金セミナー動画を視聴していただく取り組みを行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響により沖縄県地域年金事業運営会議は、昨年度2月の会議と今年度上期の会議を中止させていただいたところですが、今回は集合によらず書面による会議といたしました。議題としましては、令和2年4月から12月までの地域年金展開事業の実施状況、新型コロナウイルス感染症への対応、令和元元年度国民年金保険料の納付状況、沖縄プロジェクト国民年金に関する県民意識調査結果報告書になります。資料をご覧のうえ忌憚のないご意見ご提言を頂きたいと思っております。

日本年金機構 那覇年金事務所長  
本濱 哲二

## 2 . 地域年金展開事業の概要

# 地域年金展開事業の概要



# 地域年金展開事業の主な取組

公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納の向上などのため、関係機関との連携協力のもと、「年金制度説明会」や「年金セミナー」「出張年金相談」などを実施する。

日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動、都道府県ごとに関係者や有識者からなる「地域年金事業運営調整会議」を開催のうえ、事業推進の意見や助言を伺い事業展開を図る。

## 地域連携事業

職員が自治体や民間企業、関係機関、関係団体などに出向き、事務担当者や従業員・所属員・加入員向けの年金制度説明会を実施。  
市区役所・町村役場の広報誌や行事などを通じ年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配布の依頼など。

## 年金セミナー事業

職員が、大学や短大、専門学校、高校等に出向き、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。  
大学での学生納付特例制度の相談・申請窓口の開設や、パンフレットの掲示や設置、配布の依頼など。

## 地域相談事業

年金事務所から遠方の地域住民や利便性などのニーズに応えるため、市区役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場などで、出張年金相談や免除申請窓口を開設。

## 年金委員活動支援事業

年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシなど活動に役立つ情報を提供。

## ねんきん月間

大学生等に対する学生納付特例制度の周知及び市区町村役場及び商業施設等での各種相談会や納付相談会等を集中的に行い、公的年金制度に対する正しい理解の促進を図る。

## 地域年金事業運営調整会議

公的年金制度の普及・啓発などの検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関などを委員として都道府県単位に設置。

### 3 . 令和 2 年度事業実施結果中間報告 ( 令和 2 年 4 月 ~ 令和 2 年 12 月 )

# 地域連携事業

計画	実績	総括及び課題
<p>窓口へのチラシ設置</p> <p>広報誌等への記事掲載</p> <p>市区町村担当職員向け情報誌「かけはし」の配布</p>	<p>国民年金担当課及び税務担当課窓口国民年金保険料免除等における臨時特例措置に関するチラシを設置した。</p> <p>市町村広報誌やホームページ、ツイッターに国民年金保険料免除等における臨時特例措置に関する記事を掲載した。</p> <p>情報誌「かけはし」を配付した。 (5月、7月、9月、11月)</p> <div data-bbox="629 708 1382 758" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             国民年金保険料免除等における臨時特例         </div>  <p>(失業や事業の休止に至らない場合でも、収入が急減し当年中の見込み所得が免除基準相当に該当する場合、簡易な手続きにより保険料免除などを可能とする特例措置。)</p>	<p>【総括】 県内事務所統一して国民年金担当課及び税務課に年金制度周知チラシの設置ができた。</p> <p>【課題】 新型コロナウイルスの影響で市町村職員向けの研修会を実施することはできなかったため、情報誌等を活用し職員の情報共有を図っていく。</p>

市町村

計画		実績	総括及び課題
社会保険労務士会	<p>沖縄県社会保険労務士会との連絡会議の開催</p> <p>ホームページへの国民年金に関する記事掲載</p>	<p>年金事業を円滑に実施するために、沖縄県社会保険労務士会との連絡会議を開催した。</p> <p>【定例会】 年金相談窓口等運営業務委託事業にかかる進捗状況や個人情報取扱い等が適正になされているかの確認等を毎月行った。</p> <p>沖縄県社会保険労務士会のホームページに国民年金制度に関する記事を掲載した。</p>	<p>【総括】 沖縄県社会保険労務士会との連絡会議を通し、年金相談窓口等運営業務委託事業の円滑な実施に向けた課題等を共有した。</p> <p>【課題】 複雑化している年金相談を予約時間内に終了できるよう相談員の更なるスキルアップが必要であり、社労士の研修充実及び事務所主催の研修会への参加等協力連携の強化を図る。</p>
全国健康保険協会	<p>定期的な連絡調整</p> <p>健康保険協会と共催した年金委員表彰式及び研修会の実施</p>	<p>新型コロナウイルス感染防止のため沖縄県社会保険事業連絡調整会議を中止した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で例年合同で実施していた年金委員・健康保険委員功労者表彰伝達式はそれぞれで行った。</p>	<p>【総括】 新型コロナウイルス感染症の影響で会議が実施できなかった。</p> <p>【課題】 非対面による協力連携の方法を検討し相互の意見調整を図る。</p>

計画		実績	総括及び課題
社会保険協会	<p>広報誌への記事掲載</p> <p>ホームページへの国民年金に関する記事掲載</p>	<p>社会保険協会発行の広報誌「社会保険おきなわ」に年金制度に関する記事が多数掲載された。また、「社会保険おきなわ」に年金委員委嘱拡大チラシの折り込みを行った。</p> <p>送付数 9,000 部</p> <p>沖縄県社会保険協会のホームページに国民年金臨時特例免除制度に関する記事を掲載した。</p>	<p>【総括】 社会保険協会と連携し年金委員委嘱拡大チラシを事業所へ配付することができた。</p> <p>【課題】 引き続き社会保険協会と連携し年金制度の周知を図る。</p>
沖縄県	<p>広報媒体の活用</p>	<p>沖縄県広報誌「美ら島沖縄」、「ラジオ県民室」、沖縄県ツイッターから国民年金のお知らせを行い沖縄県との連携を図った。</p>	<p>【総括】 沖縄県の子ども生活福祉部福祉政策課との連携により県の広報媒体を活用し制度周知を図ることができた。</p> <p>【課題】 沖縄県と定期的な情報共有を図り年金制度の周知を図る。</p>
その他	<p>国民年金臨時特例免除制度チラシの設置</p>	<p>次の機関に国民年金臨時特例免除制度チラシを設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県内商工会議所、商工会</li> <li>○ローソン沖縄</li> <li>○県内社会福祉協議会</li> <li>○県内税務署</li> <li>○県内ハローワーク</li> </ul>	

# 年金セミナー事業

計画		実績					総括及び課題	
年金セミナー・年金説明会	年金セミナー実施に向けた教育機関への積極的なアプローチ	新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度上期には年金セミナーの協力依頼をすることができなかった。令和2年10月に県内学校に対して年金セミナー実施の協力依頼を行った。また、対面での年金セミナーが困難な学校への年金セミナー動画を送付し年金セミナー動画視聴の依頼を行った。					【総括】 令和2年度上期に年金セミナーのアプローチができなかったため、4月～12月までの年金セミナー実施回数が8回（前年度31回）と大きく落ち込んだ。	
	年金セミナーの開催	年金セミナーの実績は以下のとおり					【課題】 新型コロナウイルス感染症の影響で対面による年金セミナーが困難な学校が増えているため、今後はオンラインセミナーや年金セミナー動画を活用し年金セミナーの実施回数を増やしていく。	
	年金説明会の開催	年金説明会の実績は以下のとおり 市町村民生委員及び自治会長に対して年金説明会を14回開催した。						

	大学・ 短大	専門 学校	高等 学校	中学 校等	計
セミナー	0校 0回	4校 5回	2校 2回	1校 1回	7校 8回

# 計画

# 実績

# 総括及び課題

令和2年12月末年金セミナー実施校は以下のとおり

事務所名	学校名	実施月	回数	対象者
那覇	真和志高等学校	10月	1回	16名
	スペースチャイナ外語学院	10月	1回	19名
浦添	沖縄歯科衛生士学校	11月	1回	39名
	知念高等学校	12月	1回	280名
	専門学校 那覇日経ビジネス	11月	1回	153名
名護	沖縄県農業大学	10月	1回	45名
	沖縄県農業大学	11月	1回	20名
石垣	富野小中学校	8月	1回	15名

【年金セミナー用動画（DVD）  
一部抜粋】



# 地域相談事業

## 計画

遠隔地の市町村で年金全般にかかる相談・受付窓口を開設

## 実績

各市町村における実施結果は以下のとおり

実施月	実施場所	相談者数
7月	久米島町役場	20名
7月	与那国町役場	4名
9月	与那国町役場	0名
9月	波照間島出張所	0名
10月	多良間村役場	9名
10月	中野わいわいホール（竹富町）	6名
11月	嘉手納町役場	8名
11月	読谷村役場	10名
11月	伊江村役場	10名
11月	伊是名村役場	9名
12月	東部出張所（竹富町）	1名
12月	小浜公民館（竹富町）	0名
合計		77名

## 総括及び課題

### 【総括】

令和2年度4月から12月までの出張年金相談の実施回数が12回、相談者数が77名となった。  
新型コロナウイルス感染症拡大に伴い出張相談の実施回数が大幅に減った。

### 【課題】

新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら対面形式での年金相談を実施したが相談者数が少ないことから予約による出張相談の拡充を図る。

# 年金委員活動支援事業

職員型年金委員及び地域型年金委員

## 計画

研修及び意見交換の実施

## 実績

これまで対面で行っていた全国年金委員研修会を令和2年度は年金事務所の会議システムを利用してオンラインで開催した。

日時 令和2年11月27日13 00～16 30  
 場所 年金事務所テレビ会議室  
 内容 年金制度改正等  
 日本年金機構の事業等  
 参加者数

事務所名	参加者数
那覇年金事務所	13名(地域型2、職域型11)
浦添年金事務所	2名(職域型2)
コザ年金事務所	5名(地域型1 職域型4)
名護年金事務所	4名(職域型4)
平良年金事務所	6名(職域型6)
石垣年金事務所	2名(職域型2)
合計	32名(地域型3、職域型29)

## 総括及び課題

【総括】  
 年金委員の委嘱数について、職域型で令和元年度末と比較し大幅に減少した。地域型年金委員で3名減となった。

【課題】  
 今年度から職域型・地域型ともに各年金事務所の委嘱目標数を設定し、各年金事務所間の情報共有を図り令和4年3月末までに次の委嘱数を達成する。  
 職域型 1,375名  
 地域型 73名

## 計画

## 実績

## 総括及び課題

積極的な情報提供

【職域型】

- ・ 知っておきたい年金の話

【地域型】

- ・ 情報誌「なごみ・便り」  
(6月、8月、10月、12月)
- ・ 「アニュアルレポート2019」
- ・ 「年金委員 [地域型] 活動の手引き」

年金委員への活動依頼

【職域型】

- ・ 依頼なし

【地域型】

- ・ 年金の日ポスター掲示とリーフレットを公民館等へ設置するよう依頼を行った。

委嘱数拡大に向けた取組  
平成30年度末の委嘱数から  
令和4年3月末までに次の  
委嘱数

【職域型】

- ・ 事業所調査時に担当者に委嘱依頼を行った。
- ・ 文書により年金委員の委嘱依頼を行った。
- ・ 職域型年金委員の辞退届が提出された際、後任の推薦者がいない場合に電話にて推薦依頼を行った。

【地域型】

- ・ 各種団体へのアプローチが実施できなかった。

職域型 1,375名  
地域型 73名

職域型委嘱数	1,207名	令和元年度末より60名減
地域型委嘱数	42名	令和元年度末より3名減
令和元年度末		
職域型委嘱数	1,267名	
地域型委嘱数	45名	

# 「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組

「ねんきん月間」 日本年金機構では、厚生労働省と協力して毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、全国各地で公的年金制度の普及・啓発活動を展開する。

「年金の日」 国民一人一人に、高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らしていただくことを目的として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」に制定している。

取組	実績	総括及び課題
年金説明会の開催	<p>県内民生委員や自治会長を対象に年金説明会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊見城市民生委員・・・ 75名</li> <li>・南風原町民生委員・・・ 46名</li> <li>・うるま市自治会長・・・ 70名</li> </ul>	<p>【総括】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により3回の年金説明会に留まった。</p> <p>【課題】 対面による説明会が困難な機関、団体についてはオンラインによる説明会の開催を依頼し実施回数を増やしていく。</p>
年金委員功労者表彰伝達式	<p>11月30日、年金委員功労者表彰伝達式を受賞者の職場及びメルキュールホテル沖縄那覇にて開催した。</p> <p>【表彰内訳】 厚生労働大臣表彰 大浜 敏江 (株式会社 あざみ屋) 日本年金機構理事長表彰 岡田 邦宏 (沖縄ガス株式会社) 請盛 真実 (東海交通合資会社) 日本年金機構理事表彰 前原 愛奈 (沖縄ガスリビング株式会社) 砂川 政範 (宮古港運株式会社)</p>	

# 「わたしと年金」エッセイ

日本年金機構では、公的年金制度の意義や、国民の皆さまとの結びつきなど、皆さまと一緒に考えていくことを目的として、応募者ご自身やご家族などの身近な方と公的年金制度との関わり、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイを募集した。

## <エッセイ応募件数（沖縄県）>

	一般	学生	計
令和元年度	1件	0件	1件
令和2年度	0件	0件	0件

## <エッセイ募集にかかるご支援、ご協力一覧>

団体名	ご支援・ご協力内容
県立高等学校 私立高等学校	エッセイ募集を文書で依頼した。
市町村	市町村国民年金担当窓口にてエッセイ募集のポスターの掲示依頼を行った。

厚生労働大臣賞 北海道 吉田 勇太 様（30代 男性）

私は21歳のときから障害年金を受け取っている。大学で部活動中の事故による怪我が原因で右足を切断、障がい者となったためだ。

ただ、障害年金の請求手続は私が行ったわけではない。車いすでの生活に加え、リハビリや義足作成のため通院以外の外出は難しく、母が役所の年金担当に相談し、必要書類を揃え申請した。

実は21歳での障害年金の申請はハードルが高い。障害年金制度には、すべての国民が国民年金へ加入する20歳から傷病の初診日までの間に一定期間以上年金保険料を納付、免除もしくは学生の保険料猶予（学生納付特例）を受けていなければ障害年金がもらえない「納付要件」というルールがあるからだ。保険料を支払わず放置していると、怪我や病気によってどんなに重い障がいを負ったとしても、「もしもの時の生活保障」となる障害年金を受け取ることはできない。

事故当時21歳だった私は20歳の国民年金加入から約1年半と年金加入期間が短く、その半分以上の期間について保険料が納付、又は免除・猶予されていなければならなかった。このため、たった1ヵ月の「未納期間」が、「納付要件」という条件クリアに大きな影響を与えてしまうのだ。

20歳当時学生だった私が「将来障がい者になり、障害年金を申請する立場に置かれる」ことまで考えているはずもなく、「20歳の国民年金の加入手続」も、「学生納付特例手続」も全て私の20歳到達とともに母が仕事の合間に役所で手続をしてくれていた。私は母に言われるがまま学生納付特例手続に必要な「学生証の写し」をコピーし、母のもとへ郵送しただけだ。母が私の学生納付特例手続を行ってなければ、私は障害年金を受け取ることができないどころか、手術費用や入院費用、その後の義足作成費用などの負担が重くのしかかっていただろう。

事故後、障害年金の手続を役所で行った際、私の年金記録を確認した年金担当から母はこう言われたそうだ。「お母さん、息子さんの学生納付特例、ちゃんとしておいてよかったですね」と。母はいつも「当然のことをしたまでだ」とは言うが、母もまさか自分の息子が障がい者になるとは夢にも思っていなかっただろうし、きちんと私の年金の手続をしてくれていたからこそ、私の今の人生があることを考えると、感謝してもしきれない。

厚生労働大臣賞

北海道 吉田 勇太 様(30代 男性)

そんな私はどのような巡りあわせか、現在市役所で年金担当として働いている。日々年金手続の受付業務の中で、当然「学生納付特例手続」を受付するのだが、学生本人や母親などの現役世代の方は「年金と言えば高齢者がもらう老齢年金」という認識が強い。「学生納付特例なんてする意味があるの」、「保険料なんて支払う意味なんてあるの」、「少子高齢化で私たちが高齢者になったら年金はもらえないでしょ」といった質問を数多く受ける。そんなときは現役世代が支払う保険料と高齢者の方が受け取る年金の関係など「公的年金制度の仕組み」の説明や、自分自身の経験などを踏まえながら「障害年金や遺族年金など、納付や免除をすることであなた自身に起こるかもしれない、転ばぬ先の杖となるような年金があるんですよ」というお話をさせていただき、納得していただいた上で、保険料の納付や免除・猶予手続を進めていただいている。

一方で、日々の業務の中で窓口対応をしていると、初診時に年金に加入していない、保険料の納付が少ないことで納付要件を満たすことができないなどの理由により、残念ながら障害年金の受給に結び付かなかった方と接することもある。「早く教えてくれれば私だって加入や納付・免除手続をしたのに...」「市役所の年金担当から案内されたことが無い...」「障害者手帳があるのに年金担当から教えてもらえなかった...」といったご指摘を受けることも多い。「年金は申請主義」と言えばそれまでなのだが、本来受け取ることができたかもしれない年金が受け取れない状況が生まれないう、「案内を行う側」である私をもっと「公的年金制度」について情報をお客様へ伝えていかなければならないと日々痛感している。

年金業務に携わる者としていつも心がけていることがある。年金の手続・相談に来られた方で、杖をついていたり、障害者手帳や療育手帳を持っていたり、「うつ」などの精神障害を患われて退職した方などには「障害年金をご存知ですか」という質問を意識的に行うことだ。その方の傷病や障がいがすぐに年金申請に結び付かなかったとしても、「障害年金の制度自体を知らなかった」、「私の病気で障害年金を申請できると思わなかった」といった言葉をいただくことが多い。

市役所の年金担当職員として、老後の年金だけでなく、予期せぬ事故後の生活を助ける障害年金や、大切な人を失われた遺族の生活を保障する遺族年金など、公的年金制度の大切さについて、少しでも多くの人に伝えていくことが事故後の生活を公的年金制度に助けられた私の大切な使命であると思っている。



入賞作品は、日本年金機構ホームページでもご覧いただけます。

わたしと年金エッセイ審査結果 検索

## 4 . トピックス

~ 新型コロナウイルス感染症への対応 ~

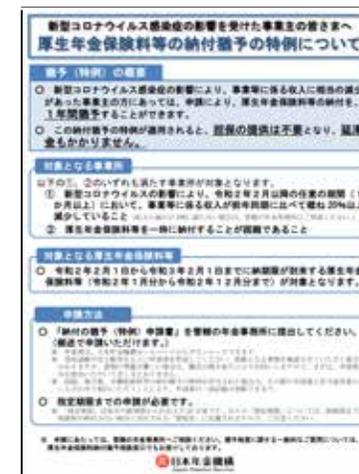
# ( 1 ) 新型コロナウイルス感染症への主な対応

日本年金機構では、感染拡大を防止しお客様の安心・安全を確保するため、「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、各拠点において広範な感染防止対策を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があったお客様に対しては、保険料の納付猶予や免除の特例制度をご案内するなど、組織を挙げて対応しています。

<p>衛生・労務管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各拠点に「新型コロナウイルス感染予防対策委員会」を設置し、感染防止対策を徹底</li> <li>・マスク等の着用、手指消毒の徹底、換気の徹底</li> <li>・総合窓口、待合スペース、トイレ等に消毒液を設置</li> <li>・トイレなど拠点設備の清掃・消毒の徹底</li> </ul>
<p>接触機会の低減</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時差通勤、在宅勤務の実施</li> <li>・オンラインによる会議の推進、会議時の対人距離の確保</li> <li>・お客様相談ブースにアクリル板等を設置、待合スペースの椅子の撤去</li> </ul>
<p>業務・お客様対応等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別訪問・来所要請の制限、滞納処分・強制徴収の停止</li> <li>・厚生労働省「生活を守る」プロジェクトチームで示された「学生への支援」の取組として、内定を取り消されたり、アルバイト収入を失った学生等を、特定業務契約職員として全国の事務センターで採用</li> <li>・政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等を受けた対応として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主、被保険者、年金受給者に対する措置（令和3年1月現在）             <ul style="list-style-type: none"> <li><b>厚生年金保険料等の納付猶予の特例</b></li> <li>（令和2年2月以降の任意の期間に相当な収入の減少が生じた場合、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等の納付を、申請により1年間猶予することができる。なお、延滞金は全額免除となる。）</li> </ul> </li> </ul>

厚生年金保険料等の納付猶予特例





## (2) オンラインビジネスモデルの実現

日本社会やライフスタイルが急速に非対面・非接触型のビジネス環境に移行している中で、日本年金機構においても、来訪・訪問型のビジネスモデルから、基本的な申請・届出手続きや制度説明会の受講などがオンライン環境で可能となるようなビジネスモデルへの転換に取り組んでいます。

また、サービスのオンライン化に加え、機構内の事務処理のデジタルワークフローの確立や、多様化するお客様チャネルの体系整理も進めています。

### オンラインビジネスモデルの全体像

#### 【お客様】 サービスのオンライン化

1. 申請書・届書等をオンラインで提出
2. 各種通知書・お知らせをオンラインで受け取り
3. 知りたい、確認したい情報をオンラインで確認
4. 年金相談をオンラインで実施
5. 制度説明会・年金セミナー等をオンラインで受講

・サービスのオンライン化にあたっては、その多くが個人情報をインターネット環境で取り扱うことが前提となるため、情報漏洩の防止など、安全な環境の提供や確実な本人認証を行うことを最重要課題として施策化を図っています。

#### 【内部処理】 デジタルワークフローの確立

・受付から内部処理、結果通知に至るまで、一貫した内部処理のデジタル化、ICT化の推進

#### 【チャネルミクス】 チャネルの多様化

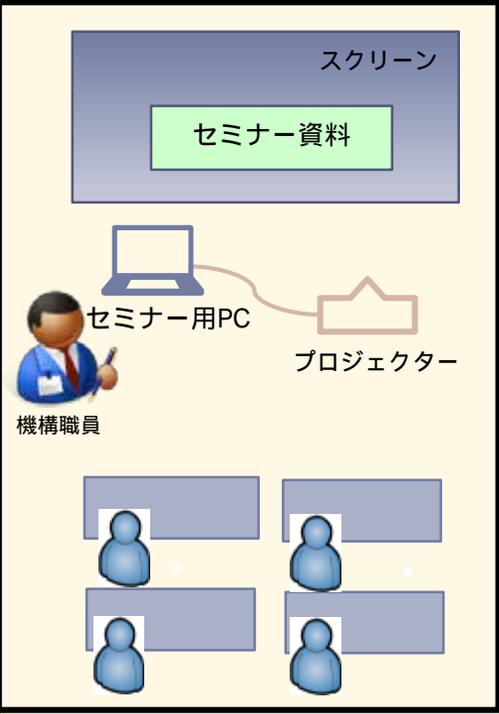
- ・お客様との非対面型チャネル（オンラインチャネル）の拡充
- ・年金事務所等の役割変化を踏まえた見直し

# (3) 多様な年金セミナー等の実施に向けた対応

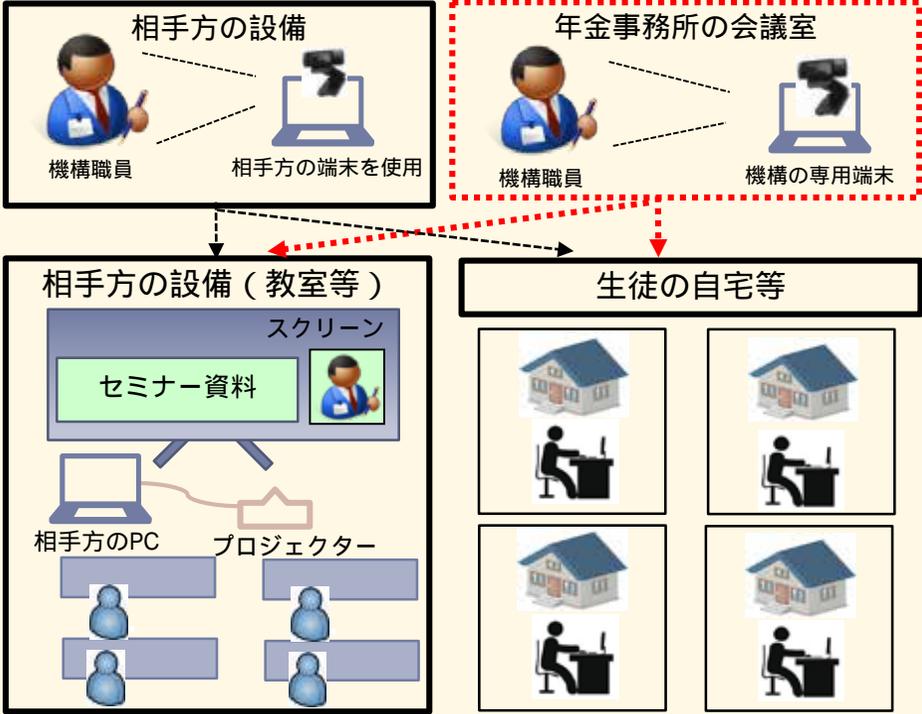
地域年金展開事業の分野に関しては、年金セミナーや制度説明会を安心して受講いただくため、Web会議ツールを活用したオンラインによる年金セミナー等の実施に向けた準備を進めています。また、令和2年11月から、「知っておきたい年金のはなし」を基に作成した年金セミナー用動画（DVD）を無料で配付し、これまでの対面型の年金セミナーだけでなく、動画提供型の年金セミナーを可能としました。

なお、オンラインによる年金セミナーは、まずは地域代表年金事務所（博多年金事務所）に導入し、実施結果を検証しながら、順次、全年金事務所に導入する予定です。

**対面型**  
職員（講師）が学校等へ赴き、受講者と対面で実施する方法



**非対面型（オンラインセミナー）**  
Web会議ツールを利用して講師と受講者をオンラインで結び、モニターを通じてセミナーを実施する方法



**動画提供型**  
機構から配付したセミナー用動画（DVD）を受講者が視聴する方法



令和2年11月から運用開始

「知っておきたい年金のはなし」を基にした一般的な内容のセミナー用動画に加え、今後、テーマや受講者の属性に合わせた複数バージョンの動画を作成する予定です。

# (4) 電子申請・ねんきんネットの利用促進

お客様に提供するサービスのオンライン化として、事業主様向けには「電子申請」、個人のお客様向けには「ねんきんネット」の利用促進に力を入れています。

年金事務所ごとに一定の数値目標を定め、事業所への電話勧奨やリーフレットの送付、来所されたお客様への説明、地域年金事業運営調整会議委員や年金委員の皆様への協力依頼など、様々な機会をとらえた周知広報に取り組んでいます。

事業主の皆さまへ  
**社会保険手続きは  
 電子申請でカンタンに！**

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。  
 なお、2020年4月から特定の事業所について**電子申請の義務化**が始まっています。  
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

❓ 電子申請のメリットって何ですか？

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。  
 郵送料などのコスト削減も期待できます。

❓ お金はかかりますか？

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。

❓ 電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。  
 併せて利用手順の説明動画も掲載しています。  
 ぜひ、ご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

**電子申請がいちばん早い！**

❓ 電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。  
 例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が**3～4日早く届きます。**  
 ぜひ電子申請をご利用ください！

**電子申請のご利用方法**

**STEP 1** 「GビズID」のアカウント取得

**STEP 2** 申請データの作成

**STEP 3** 届書作成プログラムから申請！

①「GビズID」の詳しい情報、手続きは  
 年金ホームページからご覧ください。  
<https://idbiz-id.jp>

②「GビズID」の詳しい情報、手続きは  
 年金ホームページからご覧ください。

令和2年11月より  
**電子申請が利用しやすくなります！**  
 e-Govでの申請にGビズIDを利用することができるようになります。  
 (令和2年11月24日開始)  
 ぜひご利用ください！

ご質問にあたりご不明な点は、『電子申請相談チャット』へ！  
 日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに自動で  
 対応する電子申請相談チャットも導入しています。  
 24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

※ 郵送での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです。  
 (GビズID未導入事業者向け) 国民年金事務センター(電子申請受付担当) 03-770-0077-123 (オセロダイヤル) → 「2番」をお押しください  
 03-6370-123 (オセロダイヤル) → 「2番」をお押しください  
 03-6370-2913-12番)をお押しください  
(受付時間) 月～金曜日(年末年始)9時～17時(午後7時  
 第二土曜日(年末年始を除く) 12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
 ※ 休日(第2土曜日を除く) 12月29日～1月3日はご利用いただけません。

**日本年金機構**  
 Japan Pension Service

**ご自宅で  
 「ねんきんネット」始めてみませんか！**

「ねんきんネット」は、お客様がパソコンやスマートフォンで  
 ご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」でできること

- 記録の確認**  
 ご自身の国民年金の記録や、お勤めになられた会社の国民年金記録を確認、実効記録を確認できます。
- 年金見込額の試算**  
 働きながら年金を申請した場合は、年金見込額がいくらになるか、お勤めになった期間が長ければ年金見込額が多くなるなど、お勤め先での年金見込額を試算できます。
- 通知書の確認**  
 電子申請「ねんきんネット」やマイナンバーカードに関する通知書などを確認できます。
- 通知書の再交付申請**  
 国民年金保険料の滞りや20代年金滞り通知書などの再交付申請ができます。

「新しい生活様式」の実現に役立つサービスですのでぜひご利用ください。

**日本年金機構**  
 Japan Pension Service

**ねんきんネットの始めがたは簡単です！**

**準備**

- 国民年金番号とアクセスキーをご用意ください。  
 ・国民年金番号 申請書類などに記載されています。  
 ・アクセスキー 「ねんきんネット」に記載しているほか、年金事務所でも発行しています。お持ちの場合はすでにコピーをお取りいただけます！

**登録**

ねんきんネットホームページ([https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/))の「新規登録」にアクセスし必要事項を入力してください。

**利用開始**

ねんきんネットにログインして利用を開始しましょう。

マイナンバーカードをお持ちの方は  
 マイナポータルの「もっとつながる」からも簡単に始められます！

マイナポータルにログイン **「もっとつながる」** 機関から連携 **「ねんきんネット」** そのまま利用開始

詳しくは「ねんきんネット」で検索  
**0570-058-555**

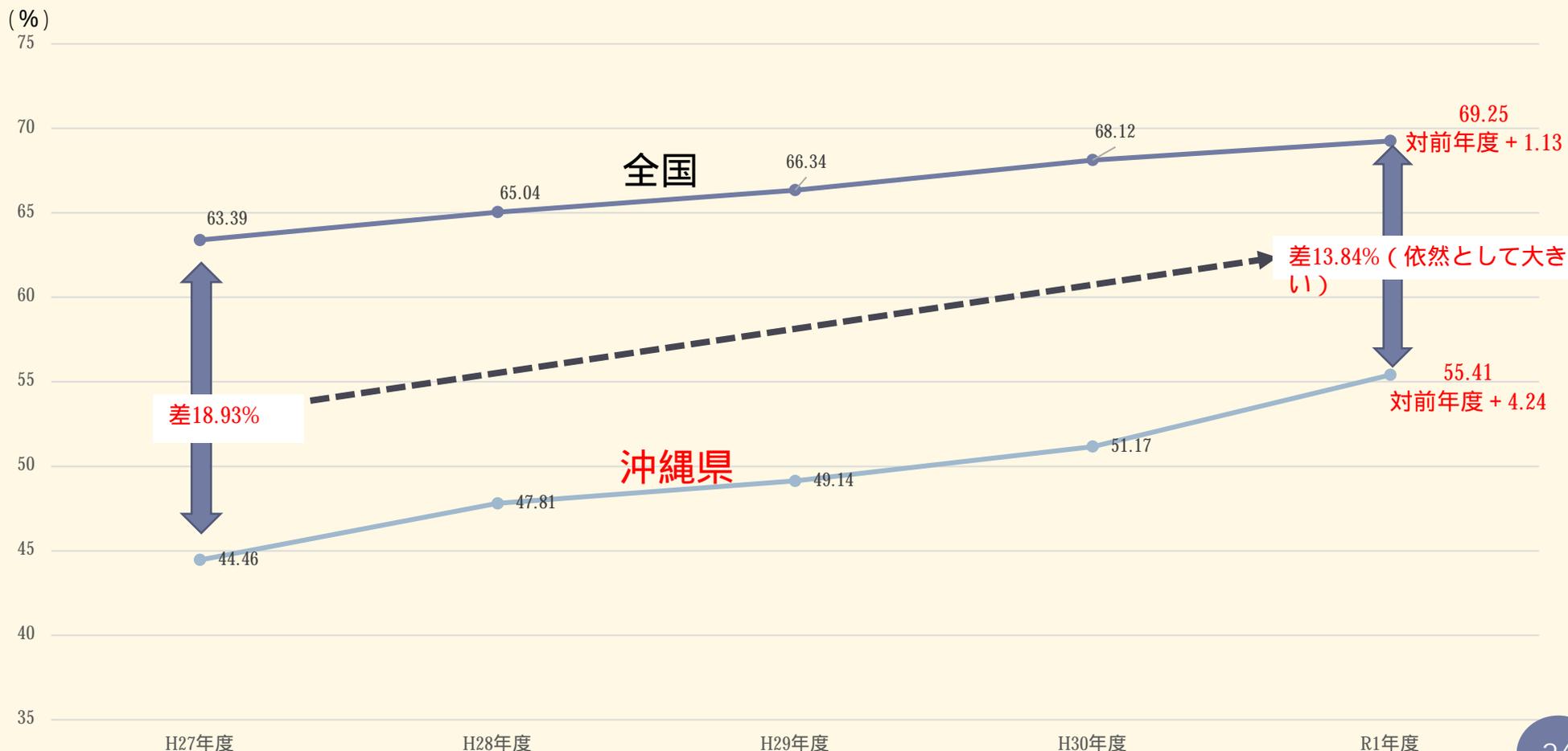
電子申請のリーフレット

ねんきんネットのリーフレット

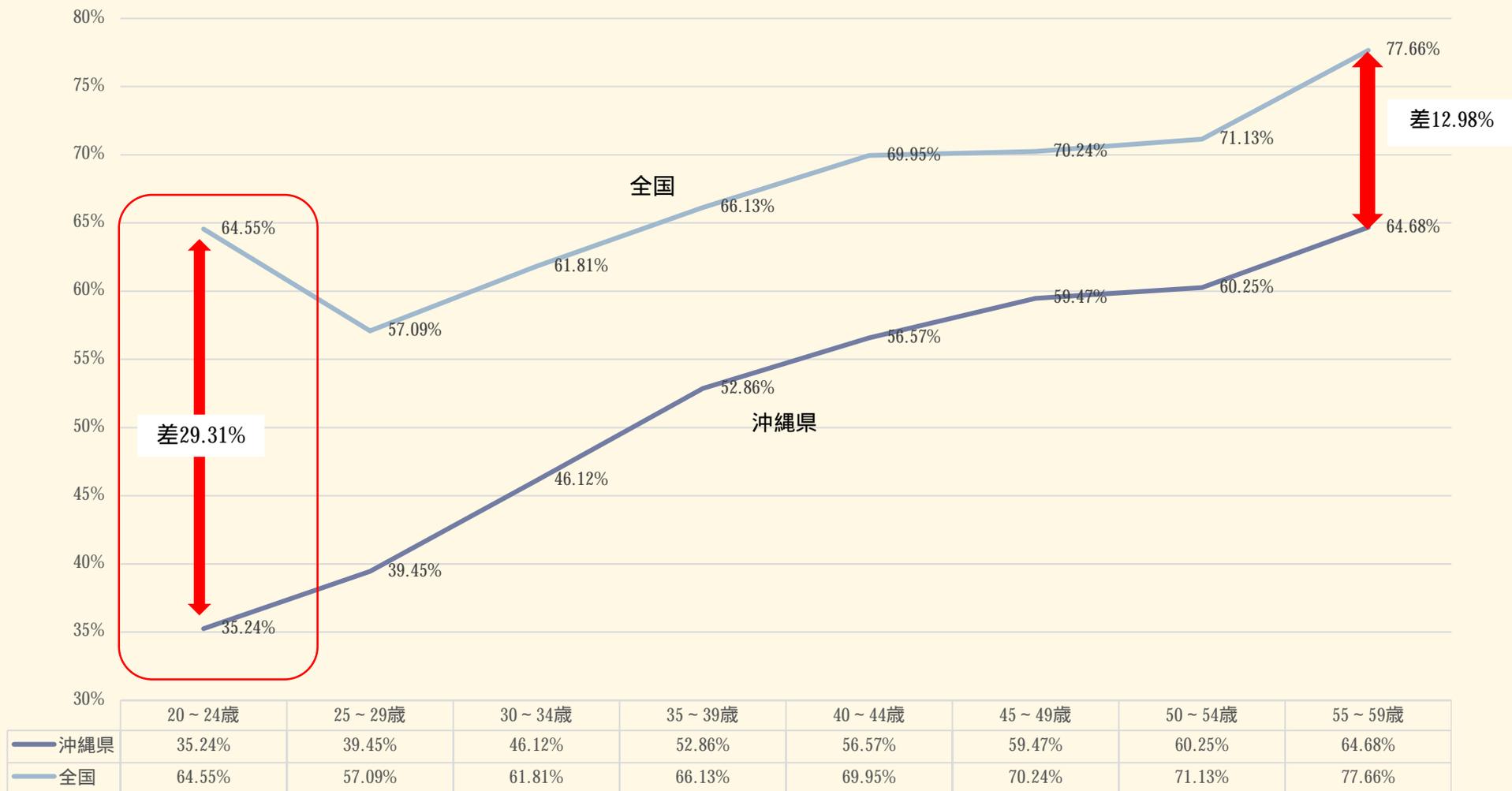
## 5. 令和元年度国民年金保険料の納付状況

# 1. 令和元年度末 現年度納付率の推移

- 令和元年度の納付率は55.41%となりました。
- 前年度からの伸びは全国が1.13%であるのに対し沖縄県は4.24%で納付率の差は縮小しています。
- 全国との納付率の差は13.84%であり縮小傾向にあるものの開きは依然として大きい状況です。



## 2. 令和元年度末 年齢階層別現年度納付率の推移



# 10 参考

## 都道府県別納付率（令和元年度末）

	対象月数	納付月数	納付率	対前年度比	伸び率順位	納付率順位
<b>沖縄県平均</b>	<b>1,140,473</b>	<b>631,945</b>	<b>55.41%</b>	<b>4.24</b>	<b>1</b>	<b>47</b>
千葉県	5,320,029	3,625,521	68.15%	1.95	2	38
大阪府	7,663,524	4,674,905	61.00%	1.76	3	46
兵庫県	4,184,947	2,918,484	69.74%	1.75	4	33
山梨県	704,275	527,284	74.87%	1.69	5	15
鹿児島県	995,226	685,398	68.87%	1.69	6	34
青森県	875,715	638,600	72.92%	1.68	7	23
北海道	3,737,922	2,612,792	69.90%	1.48	8	32
徳島県	503,538	364,456	72.38%	1.39	9	25
茨城県	2,492,569	1,690,172	67.81%	1.36	10	39
富山県	679,325	552,587	81.34%	1.30	11	2
和歌山県	799,064	614,041	76.85%	1.28	12	10
高知県	514,638	380,900	74.01%	1.27	13	20
秋田県	585,518	457,065	78.06%	1.26	14	6
神奈川県	8,156,231	5,580,051	68.41%	1.25	15	36
岡山県	1,283,857	935,225	72.84%	1.25	16	24
山形県	702,458	554,949	79.00%	1.25	17	4
宮城県	1,672,513	1,178,731	70.48%	1.24	18	31
新潟県	1,449,651	1,177,873	81.25%	1.23	19	3
広島県	1,978,584	1,458,780	73.73%	1.22	20	22
滋賀県	1,028,688	770,130	74.87%	1.21	21	16
長崎県	981,936	646,533	65.84%	1.16	22	44
山口県	857,142	646,496	75.42%	1.16	23	13
<b>全国</b>	<b>102,725,434</b>	<b>71,138,192</b>	<b>69.25%</b>	<b>1.13</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
石川県	799,848	631,179	78.91%	1.10	24	5
奈良県	1,049,629	775,350	73.87%	1.09	25	21
栃木県	1,596,845	1,078,437	67.54%	1.02	26	41
香川県	654,309	490,994	75.04%	1.01	27	14
京都府	2,176,252	1,548,462	71.15%	0.97	28	28
宮崎県	733,525	501,772	68.41%	0.95	29	37
埼玉県	6,552,943	4,386,503	66.94%	0.95	30	42
岩手県	812,198	631,212	77.72%	0.93	31	8
静岡県	2,856,815	2,116,630	74.09%	0.93	32	19
福井県	506,886	394,503	77.83%	0.89	33	7
佐賀県	575,212	416,209	72.36%	0.86	34	26
愛媛県	920,731	685,163	74.42%	0.85	35	17
長野県	1,609,535	1,240,146	77.05%	0.81	36	9
熊本県	1,310,217	901,392	68.80%	0.78	37	35
群馬県	1,621,405	1,152,631	71.09%	0.77	38	29
福島県	1,231,120	874,102	71.00%	0.71	39	30
愛知県	6,277,877	4,526,174	72.10%	0.71	40	27
大分県	690,633	466,695	67.57%	0.70	41	40
東京都	14,983,796	9,707,029	64.78%	0.70	42	45
福岡県	3,740,326	2,470,176	66.04%	0.64	43	43
鳥取県	347,236	264,741	76.24%	0.61	44	11
三重県	1,401,513	1,039,163	74.15%	0.52	45	18
岐阜県	1,598,815	1,215,170	76.00%	0.42	46	12
島根県	369,945	301,441	81.48%	0.36	47	1

## 沖縄県市町村別納付率（令和元年度末）

市町村名	対象月数	納付月数	納付率	対前年度比	伸び率順位	納付率順位
竹富町	6,980	5,082	72.81%	2.87%	28	1
伊江村	5,102	3,675	72.03%	4.30%	19	2
座間味村	2,057	1,431	69.57%	5.39%	10	3
中城村	15,765	10,140	64.32%	6.77%	4	4
渡名喜村	278	169	60.79%	6.16%	7	5
宮古島市	41,107	24,669	60.01%	5.98%	8	6
南風原町	28,506	17,101	59.99%	3.51%	24	7
南城市	32,630	19,571	59.98%	3.53%	23	8
国頭村	3,506	2,099	59.87%	5.12%	13	9
嘉手納町	12,002	7,172	59.76%	3.72%	21	10
西原町	23,959	14,183	59.20%	4.33%	18	11
今帰仁村	7,954	4,669	58.70%	-0.50%	38	12
大宜味村	2,075	1,214	58.51%	0.07%	37	13
石垣市	45,361	26,537	58.50%	5.13%	12	14
読谷村	34,587	20,155	58.27%	4.55%	16	15
北大東村	665	379	56.99%	9.37%	2	16
北谷町	26,329	14,935	56.72%	2.62%	29	17
豊見城市	42,765	24,196	56.58%	4.90%	14	18
宜野座村	5,033	2,816	55.95%	6.63%	5	19
名護市	42,436	23,602	55.62%	5.65%	9	20
<b>沖縄県平均</b>	<b>1,140,473</b>	<b>631,945</b>	<b>55.41%</b>	<b>4.24%</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
浦添市	77,852	43,048	55.29%	4.51%	17	21
本部町	8,946	4,946	55.29%	4.82%	15	22
北中城村	15,525	8,577	55.25%	1.95%	33	23
八重瀬町	22,265	12,242	54.98%	3.27%	26	24
宜野湾市	75,556	41,500	54.93%	3.96%	20	25
那覇市	254,400	138,581	54.47%	5.28%	11	26
渡嘉敷村	933	506	54.23%	-1.32%	39	27
東村	1,498	804	53.67%	2.59%	30	28
糸満市	45,310	24,214	53.44%	3.09%	27	29
恩納村	12,528	6,642	53.02%	0.76%	34	30
金武町	10,006	5,227	52.24%	2.58%	31	31
久米島町	7,313	3,796	51.91%	2.39%	32	32
うるま市	97,424	50,485	51.82%	3.65%	22	33
沖縄市	111,324	57,588	51.73%	3.43%	25	34
多良間村	1,008	520	51.59%	-4.72%	41	35
与那原町	13,668	7,004	51.24%	0.16%	36	36
粟国村	399	196	49.12%	14.98%	1	37
与那国町	1,572	772	49.11%	0.64%	35	38
南大東村	1,518	684	45.06%	7.88%	3	39
伊平屋村	1,093	435	39.80%	6.38%	6	40
伊是名村	1,118	383	34.26%	-4.27%	40	41